

平成25年 9 月25日開会

# 平成25年 9 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その3)

目

次

第 3 0 号	訴えの提起について -----	1 頁
第 3 1 号	教育委員会委員の任命について -----	3
第 3 2 号	土地利用審査会委員の任命について -----	5

## 第 30 号

### 訴えの提起について

奨学金返還請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 25 年 10 月 21 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 奨学金返還請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 金2,582,035円及び内金1,568,800円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。
	(1) 金251,992円及び内金162,000円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。

#### 提案理由

訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 3 1 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に，次の者を任命する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日提出

徳 島 県 知 事          飯          泉          嘉          門

住	所	氏	名	生	年	月	日
京都府宇治市五ヶ庄広岡谷		松	重	和	美		

提案理由

筒井直典氏は，平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日教育委員会委員を退職するので，その後任として松重和美氏を任命するため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



第 3 2 号

土地利用審査会委員の任命について

土地利用審査会委員に，次の者を任命する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県徳島市昭和町 6 丁目	井 内 秀 典	

提案理由

後藤田芳志氏は，平成 2 5 年 8 月 5 日土地利用審査会委員を退職したので，その後任として井内秀典氏を任命するため，国土利用計画法第 3 9 条第 4 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

